

安保法制違憲国賠訴訟控訴審第4回期日

報告集会プログラム

2021年10月1日（金）13:30～16:00

裁判の報告

代理人弁護士 福田 護
代理人弁護士 棚橋 桂介
代理人弁護士 杉浦 ひとみ
代理人弁護士 古川（こがわ）健三
代理人弁護士 伊藤 真
原 告 土田 黎子
原 告 新倉 裕史

※これからの裁判（東京の裁判所）

2021年

群馬控訴審 第2回期日10月26日（火）15:00 【817号法廷】

山梨控訴審 第1回期日11月5日（金）詳細未定

差止訴訟控訴審裁判第3回期日11月30日（火）14:00 【101号法廷】

* 元内閣法制局長官宮崎礼壹氏証人尋問

国賠訴訟控訴審裁判 第5回期日12月10日（金）11:00 【101号法廷】

* ジャーナリスト 半田滋氏証人尋問

2022年

女の会 第16回期日1月28日（金）14:30 【103号法廷】

国賠訴訟控訴審裁判 第6回期日2月4日（金）14:00 【101号法廷】 * 結審

差止訴訟控訴審裁判第4回期日2月22日（火）14:00 【101号法廷】

<経過>

~~10:00～~~ 裁判所前アピール行動 *中止

10:30～ 第4回口頭弁論 101号法廷 開廷

12:00～ 記者会見

13:30～ 報告集会

15:00～ 原告集会

原判決の基本的問題点と、関連する控訴理由について

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 福田 護

1 新安保法制で何が変わったのか、私たちはどこにいるのか

(1) 新安保法制以前、日本は自分の国土が攻められなければ、戦争（武力の行使）をすることができませんでした。それが、新安保法制により、他国が攻められた場合でも戦争に参加することができるようになりました。そのほかにも新安保法制は、様々な戦争へのチャンネルを「シームレスに」用意しました。

これによって日本において、戦争への機会と危険が法構造的に、したがって客観的に、拡大しました。これは、日本国憲法の平和主義原理の根幹にかかわる法構造です。私たちは、その法構造の変更が違憲ではないかを本件で問うています。

(2) 6年前の2015年9月19日未明、ほとんどの憲法学者が違憲だと批判し、国会周辺を市民が連日包囲するなかで、新安保法制は強行採決されました。その前の参議院平和安全法制特別委員会では、委員長不信任案が否決されて委員長が席に戻った途端、他の委員会の与党議員がなだれ込んで委員長を取り囲み、「人間カマクラ」を作って防衛し、強行採決をさせまいとする野党議員を跳ね返すなどの実力を行使することにより、速記には「議場騒然、聴取不能」としか記録されない異様な状況のなかで、「採決」が行われたものとされました。その状況は、裁判官におかれても、憶えておいてではないでしょうか。

このできごとは、国のかたちを変えてしまうほど、この国にとって大きな選択でした。その選択が、憲法上誤りではなかったかが、本件で問われています。

(3) 戦争の機会を拡大した法律が通ってしまった現在、大部分の国民は、自分で戦争を回避し、平和を確保する手だてを持ちません。たとえばアメリカの戦争に日本が参戦するかしないかは、ときの政治の判断に委ねられてしまいます。

近年のうちに日本が戦争に巻き込まれるかどうかはともかくとしても、5年後、10年後に日本が戦争に巻き込まれてしまっていないか、子や孫の時代に日本は生き残れるのか、私は本当に心配です。

中国や台湾、北朝鮮は、日本の目と鼻の先です。与那国島と台湾とはわずか110キロメートル、東京と宇都宮の距離にすぎません。これらの国とアメリカとの間に何か武力紛争が生じた場合に、日本がその武力紛争や戦争に参加すれば、真っ先に壊滅的打撃を受けるのは日本の国土にほかなりません。

(4) 極東での国家間対立において、日本は、戦争に突入するのを防ぐしか、生き残る途はないと思われまふ。新安保法制前、日本には憲法9条の防波堤がありました。憲法9条のブレーキがかかっていました。今私たちは、このブレーキをなくしてしまいました。

このブレーキをもう一度かけられるようにできるのは、まさに司法を措いてほかにありません。だから私たちには司法の力が必要です。日本の将来を左右するこの私たちの問いかけに、司法は正面から取り組んでほしいと、心から訴えます。子や孫や、家族とその中の自分のために。そしてそこには、裁判官ご自身も含まれます。本件の問題は、裁判官にとっても、人ごと

ではないはずです。

この国が過ちを犯さないために、憲法の番人としての司法には、この問題に真正面から真摯に取り組む責務があると思います。

2 原判決の基本的問題点

(1) ところが本件の原判決はどうでしょうか。まじめにこの事件に取り組んだものとは到底思われまふ。控訴理由書（第3）で指摘したように、原判決は、新安保法制という法律の内容自体についての誤解に満ちています。たとえば、集団的自衛権の行使と武器等防護をごっちゃにしています。武力の行使と武器の使用を区別できていません。駆け付け警護の説明として、あろうことか政府文書の宿营地共同防護の説明を引用しています。裁判所が、審理・判断の対象である法律の内容をあちこち誤解したまま判決を書くなどということは、恥ずかしい限りであり、およそあってはならないことです。

そして、これも控訴理由書（第3）で指摘したように、新安保法制法の無理解とも関連して、原判決は、原告らの主張整理も誤っています。裁判所が適正な判断をするためには、当事者の主張を正確に把握して事実摘示を行わなければならない、これも当たり前のことです。そうでなければ、見当違いの判決になってしまいます。

このように原判決は、判決が備えるべき最低限のルールを逸脱した、余りにも杜撰な判決であり、裁判所への信頼を根底から失墜させるものといわざるを得ません。控訴審は、このような原判決を、根本から見直していただかなければなりません。

(2) 次に、原判決の判断理由です。判決の判断理由は、合理的で説得力のあるものであることが要請されますが、ここでも原判決は、非常識極まりない判断を示しています。

最も特徴的なのは、人格権の侵害の有無に関する次のような判断です（控訴理由書第5）。

「本件全証拠によっても、当審における口頭弁論終結時において、我が国が他国から武力攻撃の対象とされているものとは認められず、客観的な意味で、原告らの主張する戦争やテロ攻撃のおそれが切迫し、原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものと認め難い。」（原判決34頁）

「武力攻撃」というのは、事実上の戦争を意味します。つまり原判決は、「まだ戦争になっていないから生命・身体の具体的な危険はない」「戦争になってからでなければ生命・身体の侵害の具体的な危険は認めない」というものであり、つまるところ「戦争になってから裁判所に来い」という、非常識極まりないものにほかなりません。

本件で控訴人らは、新安保法制法の制定によって、いま現在身の危険にさらされていると言っているわけではありまふ。新安保法制法の制定によって、戦争の機会と危険が拡大され、生命・身体の危険に及ぶ可能性が高まり、恐怖や不安に苛まれている、と訴えているのです。原判決は、控訴人らの主張を曲解し、ねじ曲げ、その訴えを屁理屈で排斥しようとしたものというほかはありまふ。

(3) もう1点、人格権侵害に関する判断に触れておきます。

原判決は、控訴人らの精神的苦痛について、個人の肉体的な感情も人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、「その侵害の態様、程度いかんによっては」不法行為が成立する余地があることを判示しています。原

判決の中で、唯一まともな部分です。

ところが原判決は、この原告らの新安保法制法の制定による精神的苦痛を、法律の解釈や理解のしかたや、「信念」や、「公憤・義憤」の問題に矮小化し、これらはそういう「ものの見方、考え方」を共通にする国民一般に生ずるものであるから、必ずしも全国民の見解や信念等と一致するものではなく、間接民主制における多数決原理で解決すべきものだと説示するのです。

ここには、憲法違反の問題の、立法政策の問題へのすり替えがあります。

冒頭に述べたように、新安保法制は、憲法9条に関する法構造を変更し、客観的に、戦争の機会と危険を拡大したのであり、原告らの不安や恐怖は、この客観的根拠に基づくものです。そして、ここでの侵害行為は新安保法制法の制定等の「本件各行為」であり、原判決の論理によっても、「その侵害行為の態様、程度」が、不法行為の成立要件として検討されなければならないはずで

す。そしてその検討は、とりも直さず、新安保法制法の違憲性、ということになるはずで

3 憲法判断の回避（控訴理由第2）について

原判決は、少なくともこの人格権侵害行為について、新安保法制法の違憲性を、その内容、程度に踏み込んで判断をしなければなりません。

しかも、本件で被告もその合憲性を主張し、原判決（29頁）もそのことを摘示しているのですから、その判断を回避してはならなかったのです。

また原判決は、付随的違憲審査制を理由に憲法判断の回避を正当化しようとしています（34頁）、上述のような本件の法的保護利益の性格からしても、本件における司法権の役割の重大性からしても、本件において裁判所は、積極的に憲法判断をなすべきものです。

この問題についても、相代理人から具体的に述べますが、控訴審においては、本件の核心をなす新安保法制法の違憲性について正面から取り組み、司法への国民の負託に応えていただくべきことを訴えます。

新安保法制法の違憲性と憲法判断の必要性

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 棚橋桂介

弁論の更新にあたり、新安保法制法の違憲性と憲法判断の必要性について意見を陳述いたします。

1 集団的自衛権容認・行使の違憲性

従来の政府の憲法9条の解釈の基本は、①自衛隊は、外国から武力攻撃を受けた場合に、これを排除して国民を守るための必要最小限度の実力組織であるから、9条2項で持たないとされている「戦力」には当たらない、②したがって、自衛隊が実力を行使できるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合に限られ、集団的自衛権などに基づいて海外で武力の行使をすることは許されない、この2点に集約されていました。

そして、これを前提として、政府は、自衛隊の武力行使が許されるのは、自衛権発動の3要件（①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）を満たす場合に限り、自衛隊の実力行使は、常に相手方からの我が国に対する武力攻撃を受けて開始される受動的なものであり、かつ、その行動範囲が基本的には我が国の領域内にとどまらなければならないとされ、このことが、専守防衛とか、海外派兵は禁止されているという言葉で表現されてきました。

ここで、集団的自衛権という言葉の意味について再度確認しておきます。集団的自衛権は、ある国と密接な関係にある他国が武力攻撃を別の国から受けたときに、自分自身は直接攻撃されていないが、その他国に加えられた攻撃を武力をもって排除するという、国際法上認められた地位・権利と解されています。要するに、他国からの武力攻撃に対して自国を防衛する権利ではなく、他国を防衛する権利です。

集団的自衛権については、政府は一貫して憲法9条の下では集団的自衛権の行使が許されないとしてきました。その理由は、1972（昭和47）年の政府見解（「集団的自衛権と憲法との関係について」。以下「昭和47年政府見解」といいます。）等に端的に示されていますが、憲法9条の下で例外的に容認される武力行使は、外部からの武力攻撃によって国民の生命等が危険にさらされた場合にこれを排除するためのものに限られるが、我が国以外の第三国に別の国から武力攻撃が加えられても、これによって我が国の国民全体の生命等に危険が及ぶことはあり得ないから、集団的自衛権に基づく武力の行使が、この例外的な武力行使の中に含まれる余地はないということです。我が国の（個別的）自衛権の行使は、武力攻撃から我が国や国民を守るための措置であり、したがって我が国に対する武力攻撃の発生をその発動の要件とするのに対して、集団的自衛権は、我が国に対する武力攻撃が発生しておらず、国民や国の存立が直接危険にさらされていない状況下での武力行使である点において、個別的自衛権とは決定的にその性

格を異にするものであり、憲法上許されないというのが、歴代の政府によって繰り返し繰り返し表明され、国会の議論の中で積み上げられてきた、確立した解釈でした。

このことについて、宮崎礼壹・元内閣法制局長官は、前橋地裁での証人尋問において以下のように述べられました。「これは従来の政府が何度か集団的自衛権は違憲だと言いましたよというだけにとどまらないんですね。それは国会で質問され、国会の中で述べている見解なんです。しかも、それは、例えば防衛予算を通してくださいという立場のときに、あるいは防衛二法だとか、あるいはPKO法以降であれば毎年のように出た自衛隊の海外における活動を根拠付ける新しい法律、こういうものを通してくださいというふうに国会に提出したときに、国会において、これは集団的自衛権に当たるんじゃないかという議論が必ず出たわけです。それは具体的にも抽象的にも、そういう議論がされれば答えざるを得ません。そういうときに、政府としては、これは集団的自衛権を行使するというものに当たるものじゃありませんと、したがってご了解くださいということで、もし集団的自衛権行使に当たるのであれば違憲であるからできませんけれどもということの説明、約束して、防衛予算あるいは防衛関係の諸法律というものを手に入れてきた。そういうものを調達してきたわけです。集団的自衛権の行使は違憲だというのは、単にある解釈ということにとどまらなくて、国会もそれをそうかということで予算を承認し、法律を成立させてきたわけですから、政府も国会も一緒になって、日本国国家として、憲法9条の下では集団的自衛権の行使はできないという道を実践してきたわけですね。憲法実践、国家実践として集団的自衛権の否定ということをしてきたわけで、単に答弁したことがあるということではないということをよく御理解いただきたいと思うわけです。」

憲法9条の明文規定との関係では、我が国を武力で侵略する国があった場合に、これを、飛んでくる火の粉を振り払うという意味での最小限の実力ないし武力を使って振り払うということについては、国際紛争を解決するということに至らないと解する余地があり、従って専守防衛の範囲にとどまる個別的自衛権については憲法9条1項の下でも認められると考えることができますが、集団的自衛権の行使は、他国に加えられた武力攻撃を、出て行って武力で解決をするということですから、端的に言って国際紛争を解決するための武力行使にほかならず、憲法9条1項に反することは明白です。そして、憲法9条2項との関係では、自衛隊は同項が禁じる戦力にあたるのではないかということに対する政府の一貫した見解は、飛んでくる火の粉を振り払うための必要最小限度の実力の行使はできることになっており、自衛隊はそのための実力を保持するというだけでやっているだけなので、戦力にはあたらないというものでしたが、集団的自衛権の行使というのは、同盟国に加えられた武力攻撃と一緒に排除するということですから、現実の国際間における武力紛争を鎮圧するだけの効果があるものでなければ話にならないわけで、そのようなものが戦力に当たらないということはありません、憲法9条2項に反することも明白です。

ところが、政府は、2014年7月1日の閣議決定（7・1閣議決定）で、昭和47年政府見解の論理を踏襲するとしつつ、結論部分を180度変更して、集団的自衛権の行使を容認しました。これは、もともと憲法9条の存在にも拘わらず個別的自衛権の行使だけが許されることの根拠であった昭和47年政府見解の一部をもってきて、個別

的自衛権とは本質を全く異にする集団的自衛権、要するに他国を防衛する権利の行使が許される根拠としたものであって、牽強付会と言わざるを得ません。宮崎証言も、昭和47年政府見解が最小限の武力行使が可能となる事態として掲げる「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」事態について、「外国の武力攻撃によって」というのは、外国の我が国に対する武力攻撃によってということ以外の何ものでもない」と述べています。横島裕介・内閣法制局長官が、昭和47年政府見解による「外国の武力攻撃」という部分は、必ずしも我が国に対するものに限定されていない」と答弁したことについても、宮崎証言は、次のように述べています。「どうしてそういう答弁をされたか、極めて不可解なんです。昭和47年見解の外国の武力攻撃によってというのは、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるというところにつながっていくわけですね。そこにある幸福追求の権利というのは、憲法13条の言葉なわけですね。したがって、国民というのは日本国民を指しているわけです。そここのところは現政府の幹部の人たちも認めるわけですね、国民というのは日本国民だということ、それはそうですということなんです。そうすると、論理からして、外国の武力攻撃により国民のということであれば、外国の我が国に対する武力攻撃によりということと言わなくてさういふ意味だったと言わなければおかしいんじゃないでしょうか。また、47年見解の全体の趣旨なり結論を見ましても、集団的自衛権というのは他国防衛なのだから9条の下では無理なんだという結論が書いてございましたね。もし外国の武力攻撃という中に他国に対する武力攻撃というものも入るんだとすると、あとの説明はもっと別の説明にならなきゃおかしいわけで、論理的にも、結論から見ても、また、先ほど申し上げたように、この47年見解が出る前の国会の議論なりそこでの法制局長官や一部長の答弁の内容から見ても、外国の武力攻撃によりというのは我が国に対するということ以外の何ものでもなかったと。だから、どういうつもりでおっしゃっているのか知りませんが、そこは事実と全く反するし、私は、言わば証人として、そういうような理解を法制局なりかつての政府はしたことがないと申し上げます。」

このように、政府は、憲法9条の明文規定に反し、永年の政府解釈あるいは国会の議論で積み重ねられてきた憲法実践、国家実践に反して、集団的自衛権の行使を容認したのです。

この政府の新たな解釈によって、これまで「自衛権発動の3要件」とされていたものが、「武力の行使の3要件」（新3要件）に置き換えられることになりました。その内容は、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、です。

この新3要件が、極めて曖昧で歯止めとしての役割を果たし得ないことについては、新安保法制法の国会での議論の序盤において、政府が、ホルムズ海峡で機雷が敷設され、それをどかさないと世界的に石油供給不足になって我が国も大変な目に遭うということも、存立危機事態に当たりうると答弁し、内閣総理大臣自身が、経済的影響でも存立危機事態になるということ述べていることからして、明白

と言わざるを得ません。

2014年7月の外務大臣の答弁も、「日米同盟に基づく米軍の存在及び活動、これが我が国の平和と安全を維持する上で死活的に重要である……その米国に対する武力攻撃は、これは当然、我が国の国民の命や暮らしを守るための活動に対する攻撃になるわけですので、これは三原則に当てはまる可能性が高い」となっており、米軍に対する攻撃があった場合にはおよそ存立危機事態に当たることが多いという内容の答弁がなされています。これは、新3要件の無限定性を端的に表しています。

さらに、そもそも武力攻撃が発生したかどうかという点もかなり微妙な問題であり、我が国と密接な関係にある他国に対する言わば急迫不正の攻撃としての武力攻撃が発生したということの判断を我が国が主体的にできるのか、他に適当な手段がないかどうか、実力行使を必要最小限度にとどめられるかという判断も、我が国が主体的に判断できるのかという問題があります。集団的自衛権の場合、主人公は、武力攻撃を受けた米国その他の我が国に対し集団的自衛権行使の要請をしてきた国であって、その国が武力による反撃が必要と判断して話が始まるのですから、武力行使による以外に方法がないのかどうか、その判断が依然維持されるべきか否かの判断は、もっぱら当該被攻撃国が行う事項に属するのであって、我が国が途中で「存立危機事態」要件が消滅したとして戦線を離脱しようと考えたとしても、当該「我が国と密接な関係にある国」がそれを了解するとは考えられませんし、またいったん手を出した以上、途中で自分だけやめたといっても、「敵」が許してくれるはずがありません。

このように、新3要件は、極めて曖昧で歯止めとしての役割を果たし得ず、その建付は致命的なまでに不明確で、大きな混乱をもたらすものです。

以上述べてきましたように、集団的自衛権の行使を容認した新安保法制法は、憲法9条の明文規定に反し、永年の政府解釈あるいは国会の議論で積み重ねられてきた憲法実践、国家実践に反し、新3要件が極めて曖昧で混乱を招き憲法9条の求めているものに反するため、憲法9条に一見して明白に違反するものであると断じざるを得ません。

2 後方支援活動等の違憲性

時間の関係もありますので、ここから4までは各項目の触りだけ申し上げます。

ここで問題となるのは、重要影響事態法における後方支援活動及び捜索救助活動並びに国際平和支援法における協力支援活動及び捜索救助活動で、これらの活動を合わせて「後方支援活動等」といいます。これら後方支援活動等は、武力の行使をしている米軍等外国軍隊に対する支援活動であり、自衛隊による物品・役務の提供が活動の中心をなすわけですが、後方支援活動等が外国軍隊の武力行使と一体化しないか、自衛隊員が武力の行使の当事者になる危険がないかが問題の核心です。

新安保法制法下における重要影響事態法及び国際平和支援法では、後方支援活動等の対象範囲及び活動内容が大きく拡大し、外国軍隊が武力の行使をしている戦闘現場のごく近くであっても、現に戦闘行為がそこで行われていなければ、弾薬の提供や攻撃に飛び立とうとする戦闘機・爆撃機の整備や給油までできることになりました。戦闘現場に近い場所での物品・役務の提供は、それだけ、外国軍隊の武力の行使に役立つ、武力の行使に密接な行為となるわけで、言い換えれば、自衛隊は、非常に危険な場所、立場で

活動を行うことになります。

戦争下では補給路を断つことが相手の戦力を削ぐもっとも効果的な手段であり、兵站のうちの弾薬の提供や発進準備中の航空機に対する給油・整備活動は戦闘行為の不可欠な要素であり、むしろその一環です。まして、それを戦闘行為が行われている現場の隣接地で行うことまで認めれば、質的にも地理的にも他国の武力行使と一体となります。重要影響事態法及び国際平和支援法は、それらを自衛隊が行えるとするものであり、自ら戦闘行為そのものを行っていないとしても、そのような活動を行うことは、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受け、それが軍事行動に当たるとは明らかです。従って、重要影響事態法及び国際平和支援法は、武力行使にあたる後方支援活動等を認めるものであり、武力の行使を禁じる憲法9条1項に反し違憲というほかありません。

3 PKOの新任務及び武器使用拡大とその違憲性

改正PKO協立法では、①自衛隊の部隊等は、「国際連合平和維持活動」のみならず、国連が統括しない有志連合による「国際連携平和安全活動」への参加も可能となり、②かつ、そのいずれの活動においても、これまで憲法9条の解釈上、「武力の行使」にあたる危険があるものとして認めてこなかった「安全確保業務」や「駆け付け警護」等を、実施対象としての国際平和協力業務として認め、③さらに、いわゆる任務遂行のための武器の使用等を可能にするなど武器使用権限を大きく拡大しています。

安全確保業務や駆け付け警護は、その本質として必然的に強力な武器使用を伴います。すなわち、安全確保業務は、住民等の生命、身体及び財産に対する危害の防止や特定の地域の警備等を内容とするのであるから、住民保護等の目的を達成するためには、敵対勢力の妨害を排除してこれらの任務を遂行するために強力な武器使用が不可欠です。また、駆け付け警護は、PKO活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害・危害を排除し、武装勢力等からの保護・救出等を行うわけですから、武装勢力等の抵抗を克服するだけの強力な武器使用権限を伴わないことには任務の遂行はできません。そして、その自衛隊の任務の遂行に対して相手方が反撃してくれば、そこに戦闘行為が発生することは避けられません。このような武器の使用は、憲法9条で禁止された武力の行使に当たるとする疑いを否定することができません。特に、現在の国連PKOが、かつてのような停戦監視を任務とするものではなく、住民保護という任務のために武力の行使が認められた紛争主体であることを踏まえれば、安全確保業務や駆け付け警護は、武装勢力等との武力衝突を招き、さらに武力の行使へと発展する可能性が極めて高く、このような建付になっている改正PKO協立法は、武力の行使を禁じる憲法9条1項に明らかに違反するものと言わざるを得ません。

宿营地共同防護のための武器使用については、自己保存のための武器使用と位置づけられていますが、実際には、複数の国の部隊が共にする宿营地に攻撃があった場合に、共同して反撃することを認めるものです。その宿营地の防護活動は、国連PKOの統一的な指示の下に行われ、共に防護に当たる他国の部隊はれっきとした軍隊です。そして、他国の部隊は武力の行使をするのであり、それと共同して反撃する自衛隊だけが、武力の行使ではなく自衛官の自己保存のための武器使用を行うのだなどという区別は、そもそも不可能です。その武器使用は、共同して反撃する自衛

隊員はもとより、他国の要員をも、お互いに守り合うものになることは当然です。宿营地共同防護のための武器使用は、第三者を防護するための武器使用であるとともに、他国の軍隊である部隊とともに武力の行使を行うものにならざるを得ません。従って、宿营地共同防護のための武器使用は、武力の行使を禁じる憲法9条1項に反するものと言うほかありません。

4 米軍等の武器等防護とその違憲性

新安保法制法によって新設された自衛隊法95条の2は、自衛隊の武器等防護のために自衛官の武器使用権限を定めた同法95条の適用場面を拡張し、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため、平時から自衛官に武器の使用を認めるものです。そして、運用指針では、米軍等の武器等を「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価できるもの」とし、これを「武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるものである」としています。また、「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く」と規定されているから、米軍等の武力の行使と一体化したり、戦闘行為に発展したりすることもないとも説明しています。

従来自衛隊法95条で規定されていた自衛隊自身の武器等防護は、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊や奪取から防護するための極めて受動的・限定的な必要最小限のものとして例外的に認められてきたもので、適用範囲は狭く捉えられており、「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為に対処するため」、武器等の退避によっても防護が不可能であること（事前回避義務）、武器等が破壊されたり相手が逃走した場合には武器使用ができなくなること（事後追撃禁止）など、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の使用のみが許されるものとされてきました。

ところが、自衛隊法95条の2は、米軍等の武器等が我が国の防衛力を構成する重要な物的手段だとの評価を前提としており、このような評価には重大な疑問があること、自衛隊、自衛官による防護は容易に違憲の武力行使に至るおそれがあり、米軍等の武力の行使と一体化したり戦闘行為に発展したりすることはないとの政府の説明が現実にはあり得ないものであることが、多くの専門家から指摘されています。このような行為を規定した自衛隊法95条の2が憲法9条1項に違反するものであることはあまりにも明白です。

5 本件における憲法判断の必要性

新安保法制法が憲法9条に一見明白に違反することについては以上述べたとおりですが、最後に、本件における憲法判断の必要性について申し上げます。

本件は、一部、個別の適用行為を侵害とする請求も含まれていますが、中心は新安保法制法の立法行為を侵害行為とする国家賠償請求です。このようないわゆる立法国賠の事件においては、抽象的違憲審査を認めるのと同じ結果にならないようにとの深慮が裁判所にあることは承知しておりますが、抽象的違憲審査を認めるのと同じことになってしまうか否かは、現実の損害が生じているか、当該違憲立法と当該損害との間に直接の因果関係が認められるかによって決せられるべき問題であり、学説もそのように解しています。

そして、本件において、新安保法制法の立法行為によって控訴人らに現実の損害が直接生じたか否かを判断するためには、新安保法制法が何を可能にするものであるのか、新安保法制法によって可能とされたことが控訴人ら国民・市民にどのような影響を与えるものなのかといったことに立ち入る必要があります。新安保法制法は、我が国とアメリカとの軍事的一体化を推し進め、アメリカが関わる戦争に我が国も主体的かつ軍事的に参加するための法制ですが、我が国が戦争に参加するという事態は、全ての国民と我が国内に居住する全ての市民に直接かつ甚大な影響を与えるものであることが見落とされてはなりません。特定の国家行為により全ての国民と我が国内に居住する全ての市民に直接かつ甚大な影響が及ぶということは、軍事以外の領域においては通常は考えられず、新安保法制法は、そのような特殊な領域に係る立法であって、それが現実に適用された場合の影響・効果が（少なくとも交戦状態に入ることを直ちに意味する集団的自衛権行使に関しては）極めて甚大であることを直視する必要があります。立法行為と損害との間の直接の因果関係は通常は容易には認められないものですが、立法の内容が以上に述べたようなものである以上、国民・市民は、新安保法制法が適用される事態、集団的自衛権に関して言えば我が国が進んで戦争の当事者となるという事態を、自らの意思や工夫によって回避することはできませんから、本件においては、それだけ、立法行為によって控訴人らに生じている精神的損害は具体的・現実的なものとして把握されなければなりません。そして、控訴人らの損害や立法行為と損害の因果関係について判断する上では、少なくとも、新安保法制法の内容が7・1閣議決定以前の政府の憲法解釈からどのような点でどの程度乖離するものであるのか、新安保法制法によって何が可能となったのか（新安保法制法制定の前後でどのような変化があったのか）といった点を丁寧に見極めていただく必要があります。注意していただきたいのは、ここで見極めていただく必要があるのは、必ずしも新安保法制法の抽象的な違憲性そのものではないということです。平和的生存権と平穏生活権に関連する人格権の侵害については、新安保法制法が7・1閣議決定以前の政府の憲法解釈からどのような点でどの程度乖離しており、新安保法制法制定によって何が可能とされ、どのような変化が予定されることとなったのかという点をしっかりと見極めていただければ、控訴人らの損害、立法行為と損害との因果関係が認められるとの判断に至るはずであり、国賠法上の違法性（立法の明白な違憲性）についての判断に進むことに何らの支障もなくなるということを申し上げているのです。

その上で、裁判所には、少なくとも集団的自衛権について、現実に新安保法制法の適用がなされ集団的自衛権が発動されるまでは控訴人らの権利・利益の侵害は認められないという考え方の誤謬について一言申し上げておきたいと思えます。集団的自衛権の行使は交戦状態に入ることを直ちに意味するものであり、全ての国民と我が国内に居住する全ての市民に直接かつ甚大な影響を及ぼすものであることについては、既に述べましたが、それとは別に、新安保法制法の適用行為すなわち集団的自衛権を発動した国家の行為を侵害行為と捉えて国家賠償請求をした場合、裁判所は、当該国家行為の根拠となる新安保法制法が違憲であることを認めて原告の請求を認容するのでしょうか。集団的自衛権の発動行為である防衛出動命令の発令は内閣総理大臣の行為ですから、行政機関の行為ですが、行政機関は法

律の執行を義務づけられるので違憲の法律を執行したことに故意・過失を認めることは難しく、実際にことが起きた場面において原告たる国民・市民が救済を受けることは極めて困難であると思われます。少なくとも集団的自衛権に関する限り、現実には新安保法制法の適用がなされ集団的自衛権が発動されるまでは控訴人らの権利・利益の侵害は認められないという原判決のような考え方は詭弁であり、本件において裁判所が新安保法制法の立法内容の憲法適合性を判断しないと、裁判所による憲法判断の機会が永久に失われかねないということを、裁判所には明確にご認識いただきたいと考えます。

日本の現状 ～戦争をする国アメリカとの同盟関係について～

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 杉浦ひとみ

第1 はじめに

弁論更新にあたって、世界の中での日本の現状、特に新安保法制法が成立したあと、我が国がどんな状況に置かれているについて、これまでの法廷で主張立証して来たことを映像を用いながら概略します。

新安保法制法は、アメリカと一緒に海外で自衛隊が戦争することを認めるものであり、武器を持ってアメリカを援護したりすることを認めるものです。その場合、現実には、アメリカの指揮命令の下で行動をすることになります。したがって、日本の生殺与奪の権は、米国が握るようなものなのです。

そこで、そもそもアメリカがどのような判断と行動をする国であるかを理解することが必要となります。21世紀初頭の9.11事件からアフガニスタン戦争、イラク戦争へ至る経緯とその戦争の国際法上の位置づけを確認します。

そして、その戦火の下にあるものに目を向けます。

次に、日本がどのような経過をたどって、憲法9条に反する新安保法制法を制定するに至ったかについては、半田滋証人の証言を振り返ります。

新安保法制法が制定され、今日本がどのような状況にあるのか。

そして、多くの国民が知らない間に、もうすでに、民間の船舶が自衛隊の軍事に組み込まれているという現実を指摘します。

また、南スーダンに派遣された自衛隊の現地での伝えられない実情を示し、戦争をする国になることの実態と、世界の中での日本の危うい立場を述べます。

最後に、この国は、自衛隊を始め、国民をどこに連れて行こうとしているのか。私たちは平和を選ぶのか。

以上、ジャーナリストの西谷文和さんのアフガニスタンでの取材、名古屋テレビ放送のドキュメンタリー「防衛フェリー」および、半田滋氏の証言を引きながら、述べていきます。

第2 アメリカと一緒に戦争をすることの危険性

1 戦争を続けるアメリカ

(1) 9.11から始まったアフガニスタン戦争（2001～2021）

2001年9月11日、ハイジャックされた複数の航空機が、ニューヨークの世界貿易センタービルや、ワシントン郊外の国防総省などに突っ込んだ、「アメリカ同時多発テロ」が起きました。被害者は、6,000人を越え、大型旅客機を乗客乗員もろとも、爆弾代わりに使ったことや超高層ビルを一挙に崩壊させた映像は世界に衝撃を与えました。アメリカのブッシュ大統領は、「これは単なるテロを超えた戦争だ。」と報復を宣言し、「各国はテロ側につくか、アメリカの側につくのかどちらかだ」と迫り、世界各国に、テロとの戦いに対する態度を明らかにするよう求めました。そして、実行犯オサマ・ビンラディンとその組織アルカイダをかくまっているとして、アフガニスタンに空爆を行いました。

ところで、このときのアフガニスタンへの攻撃は、本来、国連憲章で許される武力行使にあたるものではありませんでした。

国際法上の武力行使は、国家による行為が想定されており、アメリカへの攻撃がアフガニスタン（国）による

武力攻撃であれば、個別的・集団的自衛の権利を認めるという国連安保理決議が出されることとなりますが、本件はテロリストによる刑事事件として容疑者を特定し、逮捕し、法による裁きにかけるべきだったはずですが、たしかに、この事件は、乗客を道連れに飛行機が高層ビルに突入するという、かつてない規模の凶悪な犯罪行為で、アメリカのみならず世界中が震撼し、どんな反撃も許されるという集団催眠状態に陥った出来事でした。結果、個別的・集団的自衛の権利を認めるという国連安保理決議（1368）が出されました。しかし、つまり、アメリカの空爆や地上軍の侵攻などの軍事力の行使は国際法上許されないものだったのです。

こういったときこそ世界の警察を標榜するアメリカは冷静であるべきでした。しかし、いち早く戦いを宣言したのです。

そして、2011年パキスタンにおいて、9.11の首謀者オサマ・ビンラディンの殺害が確認されたにもかかわらず、その後もアフガニスタンではアメリカ、連合軍の戦闘は続き、20年経った2021年9月、バイデン米大統領は、米軍を撤退させました。直後からのアフガニスタンの混乱は耳目に新しいところですが。

(2) 戦火の下で犠牲になる子どもたち

アメリカや他の国々による9.11の報復により、アフガニスタンの大都市にある大きな病院には、毎日のように、戦争被害者がかつぎこまれています。報復攻撃の下では、ニューヨークでビルに飛行機が突入したこととなんの関係もない子どもたちが傷つき、苦しんでいました。「道路脇で薪を集めていただけだった」と訴える少年は自爆テロリストと間違えられたのです。アフガニスタンの地方ではガスも電気もなく、昼のうちに薪を拾っておかないと寒い夜に凍死してしまう恐れがあるため、子どもたちは薪を拾いに行くのですが、これを米軍から見たら、『道路脇に爆弾を仕掛けているタリバン兵』にも見えます。米軍兵も怖いのです。だから身を守るために銃撃するのです。これが他国での治安維持活動の実態なのです。

2 日本は世界でどう見られているのでしょうか。アフガン戦争までの、アフガニスタンを事実上統治していたタリバンの元外務大臣のムタワッキル氏を、ジャーナリストの西谷さんが訪問しました。

西谷「自爆テロについて（自殺を禁じている）イスラム教の教えに背くのではないですか」

ムタワッキル「この戦争はバランスを欠いている。米軍・ISAF軍は最新兵器で武装し、タリバン側は何もないのに、村々が空爆されている。自爆テロはその報復なのだ。」そして、ムタワッキル氏は「日本の神風特攻隊をまねたのだ」とも語りました。

ムタワッキル「その上で日本の人々に感謝したい。日本はアフガンに軍隊を送らなかつた。私たちは殺されたくないし殺したくない。私たちはもう何年も戦争と貧困の中にいる。これ以上の軍隊も殺戮もいらぬ。だから日本を賞賛する。」「ただ日本は米軍の戦闘機に給油している。これは良くない。その戦闘機が町や村を空爆しているのだ。日本は国際社会に影響力を持っているのでぜひ和平交渉の仲介役になってほしい。」

3 戦争を繰り返すアメリカの体質～理由のないイラク戦争
(1) 戦争当初、ブッシュ政権はアフガニスタンでビンラディンを捕まえることを目標にしましたがが見つげ出せず、また、タリバンの指導者たちを捕まえることを目標にしましたが、これも、失敗に終わりました。

アフガニスタンでの攻撃目標を失った米国は、今度はイラクに対して軍事行動に出ることを考え出しました。米・英が中心となって、このイラク戦争開戦に踏み切った理由は、フセイン政権と「9・11」テロを実行したアルカイダに関係があること、「イラクには大量破壊兵器がある」ということでした。

イラク攻撃に踏み出す前の時点で、アメリカの歴史学者であるハワード・ジン「もしアメリカアフガン戦争をイラクにまで拡大すれば、アメリカとアラブ諸国との関係、アメリカとイスラム教徒の関係に悲惨な影響を及ぼすことになる。イスラム教徒を敵にしていると見られるからだ。その中でアフガニスタンで行った、テロリストとそうでない一般市民とを区別せずに攻撃したような恐ろしい結果をもたらすことになれば、世界が私たちに敵対心を持つことになる」と警告していました。

他国に影響を与える大国アメリカは、世界的・歴史的な視点を持って行動すべきであるという示唆はあったのです。

(2) しかし、アメリカは、多国籍軍を結成。2003年3月20日、ブッシュ（子）大統領が「国民の皆さん、アメリカならびに多国籍軍はイラクの武装解除および解放のため、また世界を重大な危機から守るため軍事行動を開始しました。」と、バグダッドに猛烈な空爆をはじめました。

この戦争には、国連決議は出されませんでした。

そして、2005年12月ブッシュ（子）大統領は「（大量破壊兵器などの）情報の多くは結果的に間違っていた。」と発表したのです。

第3 日本はなぜ新安保法制を制定し、このようなアメリカとともに戦う国になることを選んだのでしょうか。

30年にわたる防衛省、自衛隊への取材を行ってきた半田滋氏の証言からその経緯をたどります。

半田証人は、新安保法制の成立過程の根本にアーミテージレポートの存在を上げました。アーミテージレポートとは、「日米の両国が取り組むべきだとする課題への提言」をまとめたもので、リチャード・アーミテージ元務副長官、ジョセフ・ナイハーバード大教授が中心に作成し、これまでに2000年の第1回から2020年の第5回を数えます。

2000年に第1次には、日米同盟の強化を一層の推進を求めると、日本側の姿勢は同盟関係の障害要因だとし解決を強く求めたのです。当時の小泉首相は、9.11テロ直後からのアフガニスタン戦争においては、日本はテロ特措法を制定し、これに基づき海上自衛隊補給艦がインド洋で燃料の海上補給を行いました。

また、イラク戦争に際しても米国は「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」要するに「陸上部隊を送れ」という姿勢を取り、日本は、「イラク人道復興支援特別措置法」を成立させ、陸上自衛隊を派遣し、イラク南部のサマワで医療、給水、学校といった公共施設の復旧整備など、人道復興支援活動を行うために、自衛隊を海外に出していきました。

そして、2012年8月の第3次アーミテージレポートで、1次、2次に続き「日本が集団的自衛権の行使を禁止

していることが正常な日米同盟の阻害要因だ」と示されたことを受けて、日本は、2014年「7・1閣議」で集団的自衛権の容認を決定し、2015年4月には新安保法制法の内容を先取りする新ガイドラインが作られ、その後それに合わせて2015年に集団的自衛権を認める新安保法制法の制定を強行したのです。

米国と日本の関係性は、その現象を見ただけでも今世紀に入り、すでに20年間この従属関係が継続しているのです。

つまり、冷静な分別によらず20年戦争を続けてきた米国にリードされて、米国と一緒に戦争をする国になっているのです。

第4 半田氏の語る「国かたち」の変容

新安保法制により、現実にかたがたが変わりました。新安保法制を受けて30年度防衛大綱（30大綱）・30年度中期防衛力整備計画（30中期防）で、自衛隊の性格や装備の変更がもたらされたことは、わかりやすいこの国の変化です。

<武器の変化>

護衛艦「いずも」及び「かが」の空母化及び米軍のプラトホームとしての利用、F35Bの導入と「いずも」「かが」への搭載、

中国本土をも射程圏内に収める長射程ミサイル（スタンド・オフ・ミサイル）の導入といった変化が生じています。このような装備の面から見ても、自衛隊と米軍が一体となって相互運用を行い、従来の政府見解が自衛のための必要最小限度を超える能力を獲得することになっているのです。

自衛のための必要最小限度であるなら、ステルス攻撃機を空母に積んで日本を離れる必要はないのです

<訓練の実践化>

また、新安保法制は、自衛隊の訓練も変えました。自衛隊は、インド洋や南シナ海で中国の潜水艦との戦闘を想定した実戦の訓練を行っているのです。こうした訓練は単なる教育や練習ではなく、敵国の潜水艦に見立てるために海上自衛隊の潜水艦を同行させていること、潜水艦を探知するには潜水艦のスクリュウが出す微弱な音を捉えてその位置を特定して攻撃する以外に方法がなく、音の伝わり方は海の潮流、海水温、濃度によって全く違うので、戦闘が予想される海域でどのような音の伝わり方をするかを確かめるためには実際に潜水艦を派遣して発見をする必要がある、というのです。背筋の寒くなるような危機感を覚えます。そして、こういった訓練は敵国とされる国を刺激しているのであって、一般人の想像する「訓練」に留まらない危険をはらむものなのです。

第5 すでに民間の船舶は自衛隊に組み込まれている現実

名古屋テレビのドキュメンタリー「防衛フェリー」はこの現実を突きつけます。

1 民間の大型フェリーが、何十台もの戦車を含む車両や何百人もの自衛官らを載せて演習場や島嶼部に輸送していることを知っているのでしょうか。

2013年の防衛大綱（25大綱）において、「北朝鮮が大量破壊兵器を持つ、中国は国防費を継続的に増加させ、軍事力を拡大させている」と記載されました。かつて、日本の防衛はソ連侵攻に備える北方の守りが重視されていましたが、冷戦終結後、次第に部隊の再編が行

われ、防衛の主軸は南西地域に移動していきました。こうした南西地域の防衛態勢の強化は「南西シフト」と呼ばれ、九州や沖縄にある離島の防衛強化が図られるようになりました。離島が攻撃を受けた場合、北海道や本州の部隊を、戦車や者隊員と一緒に運ぶ必要があり、ここに民間フェリーが使われているのです。

2 では、自衛隊の艦船ではなぜ運べないのでしょうか。

半田氏はこう説明します。「自衛隊には部隊を一気に物を運べる大型輸送艦が3隻しかないので。なぜなら、民間の船と違って自衛隊の船は敵から攻撃をされても沈みにくい作りになっていますから非常に高価です。そういう船をたくさん作るわけにはいかないという財政的な事情がある。」

3 民間フェリーを使う仕組み

島嶼部への攻撃への対応や緊急時の対応、あるいは大規模災害時に自衛隊が優先的に、緊急に活用できる船舶を確保するため、との防衛省の需要から、民間のフェリー会社など8社が共同で特別目的会社を設立し、船の維持管理や船員の雇用などを行います。防衛省はこの会社と契約し、他国から攻撃を受けた場合の防衛出動や災害派遣に活用するのです。

4 また、大型の民間船を扱う資格をもつ民間の船員が必要になります。他国から攻撃を受けた場合、現役の自衛官と自衛隊を退職した予備自衛官だけが防衛出動していましたが、防衛省は2017年8月、海上自衛隊に予備自衛官補という制度を設け、希望する民間の船員を訓練して予備自衛官にし、防衛出動できるようにする制度を作りました。これを防衛省は『強制ではない』といいますが、全日本海員組合は、民間船員の予備自衛官補化は「戦時中の徴用」につながるとして反対を表明しています。

それは、先の太平洋戦争の民間船舶の徴用を指します。小回りの利く漁船や小さな運搬船は軍需物資を運ぶのに重宝されました。日本殉職船員顕彰会によれば、太平洋戦争で、海軍以外で7000隻以上の船が沈められ6万人以上の船員がなくなったといっています。その船員の死亡率は海軍の2倍以上にも及んだのです。

5 民間船の安全性についても疑問が残ります。

防衛省と契約したナッチャンworldという民間のフェリーと同じ型のアメリカの船が、2017年10月がイエメン沖でゲリラの攻撃を受け、ミサイル一発で船体が全焼しました。自衛艦ほど丈夫に作られていないからです。こんな船を他国から攻撃を受けたときにも出動させるといいます。

新安保法制法の施行を控えた2017年3月、防衛省が契約した民間船の安全性について国会で議論となり、安倍晋三首相（当時）は「防衛省と契約の民間船は“安全”なのか？」の質問に答えました。「民間事業者に運行してもらう以上、安全の確保が大前提で、武力攻撃事態における、輸送についてもあくまで輸送を行っている間、すなわち輸送開始から終了まで武力攻撃が予想されない安全な地域に限って行うものであり安全確保のために万全を期していることは言うまでもないわけでございます。」この答弁がどれほど真実味のないものかは、同氏の総理在任中の実績に照らせば公知の事実です。

6 アメリカの指揮下に入り危険にさらされた民間船の存在

安保法制制定前、1991年湾岸戦争の頃にアメリカ軍の指揮下で戦場に連れて行かれた民間船が、現実がありました。アメリカを中心とする多国籍軍とイラクが衝突した湾岸戦争で、当時、自衛隊の派遣はできない日本

政府はアメリカの要請でペルシャ湾に民間の輸送船を派遣しました。船長だった橋本さんは

「政府は国会で『輸送は、我が国政府の管理のもとで行われ、協力相手国の指揮下には入らない。』と説明していた。しかし、アメリカ軍の将校が乗り込み、アメリカ軍から直接指示を受けた。」そして、当時日本政府はミサイルの射程圏内である東経52°線から西を危険区域として、商船を含む日本船の航行を禁止していた。しかし、米軍からダンマンに入港しろと命令され、1月21日、東経52度線を超えてサウジアラビアのダンマンに向かった。ダンマン到着後、港で荷卸をしていたその時イラク軍のミサイルが飛んで来る、パトリオットが迎撃する、命中して頭上で落ちてきた。幸い被害なかったが、日本政府の話と現実とは全く異なっていた。」

当時の外務省担当者はこの民間船がミサイル攻撃にさらされたことの報告は受けていなかった。被害が出たわけではない。そういう意味では安全が確保されていた。」と答えた。重ねて「その可能性はあったわけですよ」との質問には「その可能性を避ける最大の努力をしたということです」と。国の姿勢は、聞き飽きるほどにいつでも不誠実なのです。

第6 真実を明らかにしない政府

このように、この国も国民も危険にさらされる現実があるにも関わらず「真実を明らかにしない」というこの国の姿勢は、変わりません。

2012年から2017年まで日本は自衛隊を南スーダンPKO派兵してきたが、

2015年に安保法制が制定されたので、「駆けつけ警護」「宿营地共同防護」の任務も課されていた。2016年7月南スーダンでは自衛隊の宿营地を挟んで、3日間、反政府軍200人と政府軍400人の銃撃戦があったのです。

自衛官は、「部隊全滅」死を覚悟したとのこと。しかし、政府はずっと和平協定は崩れていない、PKO5原則は崩れていないと説明し、国会での「戦闘行為ではない」という安倍晋三総理大臣、稲田朋美防衛相の答弁は記憶に新しいのであるが、いつも戦地で何があるかも知れないのです。大戦中の大本営発表とどう違うのでしょうか。

第7 現実をどう捉え、どんな視点で防衛を考え軍事を理解すべきか

半田氏は大きな問題を投げかけます。

半田「中国がわが国を直ちに攻撃するような脅威かと言うとそこまでではない。だとすると、今、日本人にとって、何に対して注意をして、どうしていけば自分たちの安全が守れるのかということを考えなければいけない。ところが、常に自衛隊や防衛省の官僚に任せると、『彼らの仕事は軍事』ですから彼らに任せたら彼らの範疇でしか平和は作れない」と。

第8 何が平和なのか

平和は私たちが作り方を選ばなければならないのです。どう選ぶか。知らなければならないことがあります。

1 戦争は少年の夢を奪う

西谷氏は、イラクで出会ったひとりの少年、9歳の少年ディア君のことが忘れられないといいます。少年は、

ひっそりと暮らしていました。通学途中、米兵に狙撃され、弾は体内で爆発し、現在も50もの破片が体内に残っています。歩くことのできない少年は学校に行かなくなりました。元気な友人の姿を見るのが耐えられないのです。「将来はサッカー選手になりたかったんだね？」との通訳の質問に、少年は「うん」と頷き涙ぐみます。「僕はお医者さんになって、お兄ちゃんを助けてあげたいんだ！」というディア君の弟の言葉に、通訳の青年は涙で言葉を伝えられませんでした。戦闘による被害は、国の希望をつなぐ子どもたちの夢を打ち砕き、家族を悲しませ、恨みと憎しみを人に植え付けます。戦闘の下では目に見えない不幸と絶望が堆積していくのです。

第9 アフガニスタンで起こった20年 ～何が平和なのか

日本が新安保法制を制定するにいたり、運命を一緒にする米国は、冷静な判断による保証なく常に戦争をする国です。

戦争をする政府は、軍備をどんどん拡大して民間の人や物を巻き込み、なんの責任も負いません。戦火の下では、人々の命や暮らしが犠牲にされていきます。そして、戦争は始まればそれを終わらせることは至難のことであることは、本訴訟で意見書を出している半藤一利さんのことば(甲B45号証20頁「戦争をやめることの難しさ」)です。

そして、「テロは戦争だ」と詭弁を弄し、20年間戦争を続けたアフガニスタンは、どうなったのか。9.11は約3000人が死亡25000人が負傷したといわれるが、その報復として行われたアフガン戦争では、国連によれば、ここ10年ほどの間にさえ戦闘により死傷した民間人が10万人以上に上ったと報告されています。また、2500人の米軍兵士が死亡。アメリカのアフガニスタン戦争のコストは総額は約250兆円に上りました(ブラウン大学の「戦争のコストプロジェクト(Costs of War Project)」が、反政府組織タリバンは、アメリカの撤退から1カ月足らずの間に全土を制圧し、アフガン戦争開始当時のもとの黙阿弥となりました。

他方、アフガニスタンで日本の故中村哲さんが行った活動は対照的です。

2001年に始まった灌漑事業は、15年かけて、砂漠となった土地に約25kmの用水路を建設し、耕地面積約16,000ヘクタールの沃土が復活し(東京の1/10強、東京ドーム3,400個分)、65万人の農民の生活空間が確保されました。水を引き、農耕ができると難民が戻り、軍に仕事を求めることもなくなる。そして、人々が食べられるようになると、子どもたちが学校に通えるようになり、そして治安が良くなったのです。そのコストは総工費約20億円といわれています。同じアフガニスタンで行われた平和への道筋ですが、日本の憲法が定める平和主義がいずれを指向するかは明らかです。

国の法制度を、最終的に憲法に照らして判断できる権限は裁判所にあります。

裁判官の皆さんは、日本がこのようなアメリカに追随することを黙して見過ごされるのでしょうか。

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 古川 (こがわ) 健三

弁論の更新にあたり、当職からは、控訴人らの権利は法的に保護されなければならないものであること、またそれを否定する原判決の不当性について述べる。

第1 原審の述べる「平和」概念の捉え方の不当性

原判決は、平和は「理念ないし目的としての抽象的概念」と述べ、「これを確保する手段、方法は、常時変化する複雑な国際情勢に応じて多岐多様にわたり、特定することができない」と判示した。原判決の語る特異な「平和」論は、私たちに驚かせ、また過去の忌まわしい歴史を想起させた。

歴史を振り返れば、過去の全ての戦争には大義名分があった。今から90年前、1931年9月18日の柳条湖事件に端を発した日中戦争でさえ、日本の主張は自衛のための戦争であって、国際連盟の介入は不当であるとして日本は国際連盟を脱退し、枢軸同盟へ参加、やがて第二次世界大戦へと突入した。

さらに遡れば、一般市民への無差別大量虐殺を伴う現代型戦争の始まりである、第一次世界大戦が、「戦争を終わらせるための戦争」と呼ばれたことはあまりにも有名である。

平和を確保する手段は多種多様で特定できない、とする原判決の「平和論」は、軍事的抑止に依存することもまた、「平和」獲得の手段であることを容認する趣旨とも取れる。しかし、そのようなまやかしの「平和論」による、「自衛のための戦争」や「戦争を終わらせるための戦争」が、更なる報復を呼び、やがては広島長崎の惨劇に至ったことを、思い起こさざるを得ない。

日本国憲法にいう「平和」は多義的であるのか。それは断じて否である。日本国憲法前文に「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」決意し、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会」で名誉ある地位を得たい、と記述しているところから、憲法のいう「平和」が戦争の反対概念であることは一義的に明白である。敗戦からわずか1年余りで起草制定された憲法である。そこに書き込まれた「平和」は抽象的な理想や目標を掲げたものではなく、具体的に戦争のない状態の永続を求めていることに、疑う余地はない。憲法9条1項が戦争の放棄を明記し、2項は「前項の目的を達するため」に戦力不保持を定めるという法文の構造は明瞭である。憲法が定める平和が戦争の反対概念であることは一義的に明白であり、その目的達成のために戦争を放棄し戦力を保持しないとしたものであって、憲法の求める平和達成のための手段も単純明快で一点の曇りもない。このことは、著名な憲法学者である小林武教授が本件のために作成した意見書(甲B102)でも明快に語られている。

この日本国憲法の明快な平和主義が先駆となって、国際人権法の分野においても平和への権利が確立している。この点については原審にすでに多数の論文を提出しているので、改めて参照していただきたい(甲B5の9(上田勝美論文)、B5の10(浦部法穂論文)、B5の11(建石真公子論文)、B5の14(辻村みよ子論文)等)。

平和的生存権の権利性を肯定する2008年4月17日の名古屋高等裁判所判決、「平和的生存権が全ての基本的人権の基底的権利」であり不法行為法における被侵害利益としての適格性があると判示した2009年2月24日の岡山地方裁判所判決は、国際人権法の潮流に沿っており、理論

的に正当である。

平和は抽象的であって、獲得の手段は特定できない、などという原判決の姿勢は、国際人権法の潮流と憲法学の進展に逆行し、歴史の針を戻すものであると言わざるを得ない。

私たちは、平和のうちに生きる権利は、憲法が明示的に定めた基本的人権であり、人が人らしく生きるための基底的な権利であることを、強調する。

第2 新安保法制が控訴人らにもたらしている人格権、平穏生活権に対する脅威は、極めて具体的なものとして現実化し、迫りつつあること。

原審は、「口頭弁論終結時において、我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められず、客観的な意味で、原告らの主張する戦争やテロ攻撃のおそれが切迫し、原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものと認め難い」として人格権侵害を否定した。原判決のいう「我が国が他国から武力攻撃の対象とされている」場合とは、事態対処法2条1号の「武力攻撃事態」に他ならない。もしも武力攻撃事態、あるいはそれが具体的に予測される「武力攻撃予測事態」になれば、いわゆる有事として、政府は対処基本方針を定め、自衛隊による武力の行使や避難指示、生活物資の配分などが行われる。原判決はこのような臨戦態勢が発生した事態でしか人格権の侵害はあり得ない、としたのは、現実には戦争になって弾が飛んでこない限り人格権の侵害はない、という極めて非常識な論理である。

実際には、着々と自衛隊と米軍の一体化が進み、日本は米国が敵と規定する勢力との対峙を余儀なくされている。半田証人の証言は、最新の米中の対立激化などの情勢を踏まえつつ、これを明快に語った。直接主義のもと、改めて次回、半田氏の証言に直接耳を傾けていただきたい。

半田証人が証言した台湾有事の問題について、宮崎礼壹元内閣法制局長官も本件に提出した陳述書で言及していることを指摘しておきたい。宮崎氏は、中国が台湾の武力統一に乗り出して米国が攻撃した場合に、日本は新安保法制のもと、米国から集団的自衛権の発動として参戦を求められるであろうことをすでに述べている(甲B41、11ページ)。宮崎氏が、内閣法制局在任中、断固として集団的自衛権の容認を阻止してきた理由がそこに記されている。

新安保法制の制定により、日本が米国の戦争に自動的に組み込まれる事態は、具体的な脅威として控訴人らに迫っている。2021年8月1日の新聞報道によれば、日本が戦争をする可能性がありますか、との問いに対して、戦争の可能性があったとした回答は41%となり、前年に比べて9ポイントも上昇している(甲C36の1、2)。他方で日本が戦争をしないとしつつその理由として最も多い回答は、「憲法9条があるから」とするものであったことも注目に値する。憲法9条を骨抜きにして集団的自衛権を容認した新安保法制が、多くの国民市民に深刻な脅威を与えていることが、世論調査から浮き彫りになっている。

控訴人らの具体的な権利侵害の内容を述べた陳述書の数々に触れる時間はないが、本日の控訴人らの意見陳述が、その一端を示している。客観的な事実裏付けられた控訴人らの語る、平穏な生活への脅威は、決して杞憂ではない。新安保法制に基づき布陣された日米軍事一体化、すなわち日本列島全体の米軍基地化と言っても差し支えない客観的事実が、極めて具体的な脅威として控訴人らの日常のすぐ

隣に出現した。

人権の砦であるべき司法府がこれに目を瞑っているのは、やがては戦前の司法府が、平和主義者の弾圧に積極的に関わって、戦争の遂行に加担した過去の過ちを繰り返すことになるであろう。

第3 控訴人らの主張を「憲法解釈等を共通にする国民

一般に広く生じ得る公憤ないし義憤」に過ぎない、とし、「社会生活上受忍すべき限度」を超えるものでない、とした原判決の不当性

原判決が、控訴人らの平穏生活権侵害の主張について、憲法解釈等を共通にする国民一般に広く生じ得る公憤ないし義憤」に過ぎないとし、「社会生活上受忍すべき限度」を超えるものでない、と平穏生活権の主張を単なる主義主張の問題に矮小化し、「受忍限度」を持ち出したことも見過ごすことができない。

何度か述べているように、日本全国22の裁判所で、安保法制違憲訴訟は提起され、全国で7000名を超える人々が原告となった。全国各地で声を上げた人々は決して主義主張を共通にしているわけではない。共通しているのは戦争に反対すること、この国の立憲主義を守ることだけである。それは主義主張や思想信条を超えた、立憲主義の確立した現代に生きる人間として、ごく当たり前の行動である。戦争のない社会を願うことは、まさに憲法前文の精神に叶うことである。憲法を守ろうとしたら、あたかも偏った主義主張の持ち主であるかのように裁判所から言われるのでは、全く世も末である。

そして、受忍限度論は、何らかの保護されるべき対立利益がある場合に比較衡量として様々な考慮要素を挙げて用いられるべき議論であるところ、憲法の破壊が問題である本件で、保護されるべき利益があろうはずもなく、受忍限度論を持ち出す場面ではない。

戦争は、最大の人権侵害であり戦争により失われたものの回復は不可能である。広島・長崎の被爆者、空襲体験者、中国大陸や南洋などでの戦争体験者たちは、戦後76年経った今日も、十字架のような重い戦争の傷跡を背負って生きている。

新安保法制によりもたらされた自衛隊の変容や米軍との指揮系統の一体化等によって、この国に広く浸透しつつある現実の戦争の脅威、それにより生じている人権侵害が、法的保護の対象であることには疑いの余地はなく、司法判断によって救済されなければならない。

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 伊藤 真

弁論の更新にあたり、裁判官の職責と裁判所の役割について述べます。

第1 裁判官の職責

私事で恐縮ですが、私は法律家の養成に40年ほど携わっています。近年、任官者が減少していると言われますが、学生たちにぜひ裁判官になってこの国を救ってほしいと訴えています。その際に、裁判官ほどすばらしい職業はないと話しています。

良心に従って、憲法と法律にしか拘束されることがない。そして、苦しんでいる原告を、自らの判断で救うことができるし、自らの信念でこの国の憲法秩序を護ることができる。事実と論理と言葉で当事者を説得し、権力を正しく行使することほど魅力的な仕事はない。もちろん、自らの保身だけを考える木っ端役人のような裁判官に成り下がることもできるが、一歩先のこの国の司法のあるべき姿を見据えて、憲法価値を実現し、日本の立憲主義を前に進めることができる。そして何より、憲法を護ることはこの国を護ることなのだから、これほど誇りに満ちた仕事も他にないと話しています。

そうしたすばらしい裁判官の中でも、東京高裁裁判官はエリート中のエリートです。私のエリートの定義は、「自己の最善を他者のために尽くしきることができる者」ですが、そのような立場の裁判官には、必然的に司法の威信を保ち、国民からの司法への信頼を維持する責任があると考えます。それをこの裁判を通じて実践していただきたいと考えています。

この全国25の裁判所で提起された安保法制違憲訴訟に関して、政府は「どうせ裁判所は新安保法制法について違憲判断など出せない。そのような胆力のある裁判官などいない」と高をくくっているようです。憲法改正をしなければ実現できないと長年にわたって内閣法制局からも釘を刺されてきた集団的自衛権行使を容認する法律が制定されたのですから、政府として念願の日米軍事一体化を促進するために、集団的自衛権行使の準備行為ともいえる米艦防護活動や日米軍事共同訓練に精を出しています。裁判所はこうした安全保障問題には、明白な違憲性があっても判断することはないはずだと想定して、憲法無視の新安保法制法の運用を続けています。

率直に言えば、司法がないがしろにされているのであり、国家権力を相互に抑制し均衡させて国民の権利自由を保障する三権分立はこの国では機能しえないのだから、何をしても許されると政府は確信しているかのようです。すなわち、裁判所を戦前と同じように二流官庁として見下しているのだと思います。

私は司法に携わる者として、こうした状況を目の当たりにして悔しくてなりません。個人的な感情などはどうでもいいことなのですが、戦前のように裁判所に違憲審査権が認められておらず、司法省の監督下にあり、独立性も担保されていなかった時代ならいざ知らず、日本国憲法の下で、司法権の独立が保障され、裁判官の身分保障も厚くなり、違憲審査権が認められるようになった現在の裁判所が、政治部門から軽んじられることに我慢がならないのです。

第2 裁判所による憲法保障

司法が憲法判断に消極的な理由として、付随的違憲審査制があげられることがあります。もちろん、何の事件も起

こっていないにもかかわらず、裁判所に抽象的な違憲審査を求めることは、警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（昭和27年10月8日大法廷判決）において指摘されているとおりできません。しかし、今回の事件のように国家賠償請求訴訟という適法に提起された訴えが係属しているのですから、付随的違憲審査制であることだけを理由に憲法保障の責務から免れることはできません。

控訴人らに具体的な権利侵害がないにもかかわらず、憲法判断をすることは実質的に抽象的違憲審査をすることと同じだという理由で本件において憲法判断を回避するのであれば、それは2つの点で誤っています。

まず第1に、本件控訴人らには具体的で明確な法律上の利益ないし権利の侵害があります。この点はすでに述べています。

そして、第2に、控訴人らに法律上の利益ないし権利の侵害がない限り、裁判所が憲法判断に踏み込まないというのであればその姿勢そのものが間違っています。

法律上の争訟として適法に係属している訴訟において、必要があれば憲法判断を行うことは何ら許されないことではなく、むしろ必要な場合があることは憲法学者のみならず最高裁も認めています。裁判所には憲法保障機能が期待されているのであり、本件はまさにそうした裁判所による明確な違憲判断が必要な事案であることを私たちは従来から繰り返し主張してきました。

こうした控訴人らの訴えに真正面から応えることこそが、司法の威信を取り戻すために必要なことであると考えます。政治部門による憲法破壊が行われないように、これを回避するための憲法上の制度がいくつかありますが、事後的な憲法保障制度として最も重要なものが裁判所の違憲審査権であることは論を待ちません。政治部門の多数派による憲法破壊は政治部門によっては自己回復できないことは自明です。であるからこそ裁判所が違憲審査権を行使して憲法秩序を回復しなければなりません。本件のように明確な違憲立法制定行為を裁判所が黙認するようなことがあれば、政治部門による憲法破壊が継続し、この国の憲法秩序自体が毀損されたまま放置されることになります。

この点に関して、50年前とは異なり、世界の潮流として、統治行為論などにより司法が政治に口を出さないという時代はとうの昔に過ぎ去りました。今は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、どこの国も司法が憲法価値の擁護者としてしっかりと政治にくさびを打ち込み、そのことが司法への信頼を高めています。

第3 手続的正義の担い手としての裁判所

裁判所が違憲判断を下しても、政治部門がそれに従わなければ、司法の威信が失墜すると心配する向きもあるようですが、その心配には及びません。安全保障の問題は、控訴人らのみならず国民・市民一人ひとりの生命、自由、財産にとどまらず人生そのものに大きくかかわります。だからこそ、憲法は日本の安全保障政策の根本を変更するのであれば、正規の憲法改正手続を経なければならないとしたのです。今回の集団的自衛権行使容認はこうした国民の意思を問うべき問題でした。

そのような問題を一内閣と一時期の国会議員の強行採決によって強引に推し進め、この国のかたちを変えてしまうことは、主権者国民の意思をないがしろにするものであり、手続的に許されるものではありません。仮に集団的自衛権行使がこの国の安全保障にとって必要であると政治家が今なお考えるのであれば、裁判所の違憲判決を受けた後に憲

法改正発議を行って、しっかりとした国民的議論の上で決着をつけるべき問題なのです。

つまり、裁判所の違憲判断は、主権者国民の意思を問うという正規の民主的手続、適正な手続をとるべきだという判断に他ならないのであって、こうした手続的正義の実現は司法の使命であるはずで、あくまでも主権者国民の判断に委ねるべきだというメッセージを裁判所として出すだけなのです。

国の重要な意思決定手続を正常に戻すことは、まさに司法の役割です。これすら見て見ぬふりをして、政治部門の暴走を放置するようでは、裁判所に違憲審査権など不要です。戦前と同じように民事事件、刑事事件だけを粛々と行っていればよいことになります。

大局的な判断ができずに、多少面倒な事件を無難に処理することだけで評価されようとするのは、裁判官みずからが、司法の影響力を矮小化することを意味します。裁判官が自らの職責を放棄し、手続的正義の実現の役割すら果たせないのであれば、そのような仕事しかできない裁判官がエリートであるはずもありません。自らの保身などではなく、将来の日本の司法のあるべき姿に一步でも近づけるべく全力を傾ける努力をするべきです。西欧諸国がすべて優れているとは言いませんが、少なくとも立憲主義の担い手という点において、日本の司法もそして裁判官も西欧諸国並でありたいものです。

かつて政治は二流だが、経済は一流と言われた時代もありました。両者を支えた優秀な官僚機構も公文書改竄事件、政治家への忖度などによって、国民が主人であることを忘れてしまったかのような機能不全を起こしています。こうした時代だからこそ、司法が手続的正義を実現するべく、立憲主義を無視した政治部門の横暴に歯止めをかけなければならないのです。

国民の司法への期待も時代によって異なってきます。政治部門や内閣法制局が適切に機能している時代には、裁判所が憲法問題について消極的な態度を取ることにも一定の理由があったのかもしれませんが、ですが、内閣法制局による実質的な事前審査がこの新安保法制法に関する限りは全く機能しなくなり、政治部門が憲法を無視して暴走する今の時代の司法の役割は、明らかにそれとは異なるはずで、そうした時代状況も踏まえて、的確な判断を下せる裁判官が真のエリートだと国民から評価されることでしょう。

そもそも現行憲法に一見明白に違反する安全保障政策を実現するか否かの決定権は、主権者たる国民にあるはずで、そしてその意思は個別の選挙における選挙人団の意思として代表者に託されるべきものではなく、あくまでも憲法改正手続における国民投票によって直接示されるべきものです。この決定的に重要な権限を主権者国民が取り戻せるように明確な違憲判断を行うことこそが、憲法価値を擁護する立憲主義の担い手としての裁判所の使命です。

繰り返します。裁判所が明確な違憲判断を出すことは、司法が政治に巻き込まれるのではなく、司法の威信を取戻し、この国の手続的正義を実現し、立憲主義を回復するために、今、国民からもっとも司法権に期待されていることなのです。本事件においても全国25の裁判所で提訴され、7699名（提訴時）の原告がこれまで5年以上も訴え続けている訴訟の本質を矮小化することなく、その意義を十分に理解した上で弁論を更新していただけるものと信じています。

控訴人 土田 黎子

私はもう直ぐ80歳なのですが 実際に戦争に遭遇したもう数少なくなった一市民として 私の出会った戦争についてお話したいと思います。

東北の街 仙台で空襲の被害を受けたのは私が3歳8ヶ月の時だったのですが その時期の他のことは忘れても1945年7月9日の夜から明け方のことは覚えているのです。

焼夷弾が落ちてきて燃え盛る仙台の街中から山の方に一家で逃げたのですが 赤ん坊だった妹にいつも占領されていた母の背中に その夜はなぜか私が負ぶわれて逃げたこと 怖い状況なのにおかしいのですが 母の背中を独占できて嬉しかったのを覚えています。妹は叔母に負ぶわれ兄は父に手を引かれて 6人でたどり着いた農家で 縁側に休ませてもらってご馳走になった茶碗一杯の甘酒が とても甘かったのも覚えています。

その夜 24万発の焼夷弾が仙台の街に落とされ 市街地・住宅地の2万戸が一晩で焼け野原となり 1400名が亡くなったといわれています。

陸軍第二師団が近かったので自宅あたりは丸焼けだったのですが なぜかうちは焼け残って そこに焼夷弾直撃で亡くなられた父の友人の遺体が畳に乗せられて運ばれてきました。その畳のへりに白いウジムシがびっしりとついて 蠢めいていた情景・・・戦争というと 私はこのウジムシを思い出します。このようにまったく普通の市民が ある晩突然 空から落ちてきた爆弾で一瞬のうち亡くなりました。

また食糧難で 庭の雑草(スベリヒユやアカザ)を食べるほど飢え 手足はガリガリに痩せてお腹だけはぷくんと膨らんで私は シリア難民の栄養失調の子どもの写真のような状態だったと後になって聞かされました。

毎晩空襲警報が鳴り 風呂屋へ行くどころでなく そこへ大量の蚤 虱 蚊が襲ってきて 痒くて痒くて付ける薬もなく搔きこわして傷だらけ・・・今の時代では 想像もできないような不衛生そのものの生活を覚えています。

空襲 飢え 不衛生・・・でもそれ以上に苦しかったのが心の面での孤立の恐怖でした。父はキリスト教の牧師でした。キリストを唯一の神と信じる父と母にとって 当時現人神と崇められ 生きながらにして神であった天皇を礼拝しなければならなかったこの時代は 本当に辛かっただろうと思います。キリスト教会は特高警察の監視が厳しく 信者は教会から遠ざかり 日曜礼拝には特高警察だけが出席しているという異常な光景だったということです。地域の住民からは「耶蘇教の牧師なんか敵性思想にかぶれたアメリカのスパイだ」といわれ 我が家は地域から完全に孤立していました。父が取調べのため特高警察から呼び出され 父が戻ってくるまで母はずっと祈っているというような 不安で重苦しい空気が 私の幼少期を覆っていました。・・・戦争はほんとうにイヤです・・・

幼少期に戦争で辛い思いをしましたが 敗戦後 日本にもたらされた憲法で「信教の自由」も規定され父たちは救われました。私も「外国との紛争は武器ではなく 言葉で解決する」という9条の精神に守られて なんとか戦争をしない国で過ごしてこれました。

ところが2012年に「美しい日本を取り戻す」と言って第二次安倍政権が誕生し

「戦争が廊下の奥に立っていた」みたいな軍事的な空気

が漂いはじめました。私はひじょうに危機感をもち 安倍政権が目指すものを理解するためには 力及ばずとも日本の近現代史を学ばなければ(一度も学校で習ったことがないものですから)と 主婦仲間10人で話し合い 10年くらい前に日本の近現代史を学びはじめました。それは今も続いているのですが 本・資料・DVD・パソコンなどを頼りに 明治維新はどのように起こったか 明治政府が富国強兵・侵略に傾いていった経過 どのように戦争が起こり アジア各地の戦場でどのようなことが行われたか・・・など 歴史書・戦記・手記・映画などから 目を覆うような 吐き気をもよおすような戦争の実相も学びました。その時 戦争というのは殺人 強盗 放火 強姦など重犯罪の塊なんだと感じさせられました。日本軍の戦争犯罪の犠牲になったアジアの人々は2000万人とも言われています。「美しい日本を取り戻す」というフレーズは 少なくとも近現代史の学びから理解できませんでした。

そして2015年9月 安保法制が安倍政権によって強行採決された日 私は終電の時間ギリギリまで国会前で見守りました。幾多の命を犠牲にした戦争のことを思い 私は戦争はやめて!と叫びたい思いでした。攻撃されてもいない国との戦争に アメリカと一体化して自衛隊が武器を持って出て行くということなど 一見して明らかな憲法違反であることは 小学生でも理解できるのではないのでしょうか? 私たちは決して諦めずに この憲法違反を問いつづけます。

畳のへりにびっしり張りついていたウジムシの話をつい何年前に2歳年上の兄に話したことがありました。すると兄は「あの時は7月で暑くて臭いがひどかったから自分はヤマユリを何度も取りに行き たくさん摘んできて遺体の周りに置いた。そして遺体を焼く薪を焼け跡で集めて運ぶ手伝いをした。そうやってご遺体を焼いたんだ」と話してくれました。思い出したくもない空襲から70数年もたって はじめて兄弟でそのことを話しあいました。

日本は平和憲法を今こそ生かして 平和を輸出する国であってほしい 戦争を実際に見た一人として そう強く願うものです。以上です。

控訴人 新倉裕史

神奈川県横須賀市に暮らす新倉裕史と申します。73歳、年金生活者です。横須賀で生まれ、育ち、今に至っています。父親は米軍基地で働いていました。

横須賀は、日米の軍事拠点が市街地の中心に存在する、基地の街です。

最初の写真は、安針台公園から見た横須賀軍港の様子です。手前が海上自衛隊の施設。奥が在日米海軍の施設です。自衛隊側には護衛艦が6隻停泊しています。米軍側は分かりづらいかもかもしれませんが、7隻のイージス艦が停泊しています。市民生活のすぐとなり、原子力空母を含むこれら艦船が停泊しています。

2019年5月に、トランプ大統領と安倍首相が揃って横須賀に来ました。

2枚目の写真は、その時の様子です。空母化が決定しているヘリ搭載護衛艦「かが」の艦上で、日米の首脳はこう言いました。

安倍首相「日米同盟は、これまでになく強固なものとなった。「かが」の艦上に我々が並んで立っていることがその証だ」

トランプ大統領「横須賀は、米海軍と同盟国の艦隊が並んで司令部を置く世界で唯一の港だ」

日米の首脳の言葉の中に、横須賀基地の軍事的ポジションがよく現れています。横須賀は日米軍事一体化を象徴する街であり、安保法制後のこの国の軍事化が可視化されている街なのです。

私は、こうした日米同盟の強化の現場に足を運び、その姿をこの目で確認し、カメラに収めてきました。本日見ていただいている写真も、そのようにして撮影されたものです。

同時に私は、日米同盟が強化される現場の兵士たちの声を、ホットラインやアンケート等によって聞く努力を続けてきたことも、お伝えしたいと思います。

そんな私の現場感覚に基づいて、すでに発令されている安保法制の問題を取り上げます。「自衛隊法95条の2」の武器等防護、米艦防護です。

2017年5月1日に、初めての米艦防護が実施されました。3枚目の写真は、ヘリ搭載護衛艦「いずも」に防護されるために、横須賀にやってきた米補給艦「リチャード・E・バード」です。

武器等防護は防衛大臣の発令だけで実施でき、「運用指針」(国家安全保障会議決定)で原則非公開とされている軍事行動です。2017年から昨年2020年まで、計57回も実施されていますが、そのすべての中身は伏せられたままです。一切の内容が非公開です。

政府関係者は「自衛隊の現場にとって、安保関連法の肝は米艦防護だ」(朝日新聞、2015.5.2)と言いました。その「肝」を、国会も社会もチェックもできないままです。

集团的自衛権の行使にもつながりかねない「武器等防護」が、その中身を誰も知らないままに、すでに57回も行われていること自体に、恐ろしさを感じます。ここに安保法制の本質があります。

4枚目の写真は、米艦防護を行った後の「いずも」の動きです。ここにも安保法制後の変化が現れています。「い

ずも」は初めて南シナ海からインド洋を超える長期航海を行いました。6月の日米巡航訓練では、米海軍に燃料・食料を補給しました。岩屋防衛大臣は「戦闘行為発進準備中の米航空機への補給も可能」と2019年2月7日の参議院予算委員会で答弁しています。

集团的自衛権の行使につながりかねないとして、周辺事態法ではできなかった「発進準備中の航空機への給油や整備」が、安保関連法(重要影響事態法)によって可能になりました。

最後の写真は9月4日に横須賀へ入港した英空母「クイーン・エリザベス」です。クイーン・エリザベス打撃群(9隻)はイギリス、アメリカ、オランダの多国籍軍で構成され、8月24日から9月4日までの間に、日、米、英、インド、オランダの5カ国と少なくとも7回の共同演習を実施しています。これが対中国包囲網の一環であることは、随伴艦の「リッチモンド」が9月26日に台湾海峡を通過した(朝日新聞、2021.9.28夕刊)ことでも裏付けられています。

安保法制を受けて策定された2018防衛大綱では、こうした共同演習・海外寄港によって、「平素からプレゼンスを高め、わが国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による戦略的コミュニケーションを外交と一体となって推進する」と、軍事を外交の手段として活用する方針が打ち出されています。「いずも」の長期航海も、英空母との共同演習も、軍事を外交手段として活用する「砲艦外交」の具体化です。

横須賀は、江戸末期から続く基地の街です。日本の侵略政策を支えてきました。敗戦によって軍都は大打撃を受け、人口は半減し、基地の街は戦後復興の方針さえ定まりませんでした。この時に生まれたのが「旧軍港都市転換法」です。旧軍港4市の住民投票で生まれた地域特別法は、もう戦争はこりごりだという基地の街の住民の思いそのものでした。市民は、基地の街から平和な街への転換を選び取ったのです。

平和産業港湾都市への努力を、軍転法は今も横須賀市長や市民に求めています。安保法制はこうした軍都からの脱却をも願う私たちの生き方を頭から否定するものです。

アフガニスタン・イラクで始めたアメリカの対テロ戦争で米兵の戦死者は7000人。対テロ戦争を経て自殺した米兵は3万人を超え、戦死者の4倍以上と報じられました(朝日新聞、2021.8.24)。時間の問題で詳しく触れることはできませんでしたが、自衛隊の実戦部隊化の中で、自衛官も同じように苦しんでいます。イラク、インド洋への海外派遣では53名の自衛官が自殺しています。

安保法制は基地の街の住民・自衛官に、これまで以上の困難を強いるものとして、今私の前にあります。困難の中には、横須賀が攻撃対象となっているという事実も含まれます。横須賀市の「国民保護計画」は、米軍基地が攻撃対象となりうることを横須賀市の社会的特性だと位置づけています。すでに保護計画に基づいたミサイル攻撃からの避難訓練も実施されています(神奈川新聞、2018.1.30)。

安保法制は、私たちの平和な町づくりの権利を現に侵害し、積み重ねてきた努力を無力化するものです。これが50年間基地を見てきた私の結論です。

